書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１４０５号
福岡市中央区舞鶴１丁目６番８ダイアパレスアーバンシティ天神1203、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区笹丘３丁目10番14号
破産者　宗像憲二郎
異議申述期間　平成24年２月10日まで
平成23年12月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９３６号
福岡市中央区大名２丁目１番44号
破産者　株式会社ノバ企画
異議申述期間　平成24年２月10日まで
平成23年12月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６２号
福岡市中央区黒門６番５号
破産者　金澤陽之介
異議申述期間　平成24年２月20日まで
平成23年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０１号
福岡市博多区竹丘町２丁目４番７―503号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市紅葉ヶ丘西５丁目39番地
破産者　岡部　秀和
異議申述期間　平成24年２月22日まで
平成23年12月８日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第７８号
新潟県三条市南四日町１丁目２番10号
破産者　齋藤　建岑
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３５９号
愛知県稲沢市増田西町51番地　アムール宮﨑105
破産者　磯谷　直人
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１０号
奈良県橿原市葛本町290番地
清算株式会社　株式会社ヤマゼンホールディングス
代表清算人　十川　啓司
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬12713番地94
清算株式会社　高井富士観光株式会社
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第１４号
京都府京丹後市弥栄町鳥取123番地
清算株式会社　株式会社京都たんごファーム
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第７号
徳島県名西郡石井町高川原字天神544番地１
清算株式会社　株式会社ラブリー
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２２年（船）第１号
神戸市中央区京町70番地
申立人　井本船舶株式会社
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成23年12月９日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２５号
三重県伊賀市西之沢1598番地
再生債務者　名阪開発株式会社
１　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１号
大分県国東市武蔵町糸原市場1200番
再生債務者　ユニバースフーズ株式会社
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月27日から平成24年３月12日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第１号
新潟県妙高市東雲町７番10号
再生債務者　株式会社雲田写真館
決定の要旨　平成23年11月18日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年12月９日　新潟地方裁判所高田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
山口市朝田131番地４
再生債務者　株式会社ヒーロー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年12月９日　山口地方裁判所

平成１９年（再）第６号
山口県下関市長府扇町１番５号
再生債務者　有限会社下岡工業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年12月８日　山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５３３号
札幌市豊平区平岸２条17丁目１番15―105号
再生債務者　樋口　浩一
１　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月16日から平成24年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第４３号
福島県須賀川市木之崎字赤池52番地
再生債務者　渡邊　明雄
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月17日から平成24年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第２２６号
さいたま市南区内谷７丁目１番12―404号
再生債務者　川部　義一
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月13日から平成24年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１３号
長野県佐久市瀬戸402番地４
再生債務者　中嶋　幸治
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成24年１月16日から平成24年１月30日まで
長野地方裁判所佐久支部再生係